



障害者グループホーム松星苑重要事項説明書

平成30年4月1日現在

1 事業者の概要

名 称	松星苑
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	〒744-0033 山口県下松市生野屋南1丁目12番1号
電話番号	TEL 0833-45-2425 FAX 0833-44-8919 ホームページアドレス http://www.ycbi.ne.jp/~shoseien/ メールアドレス dai2shou@kvision.ne.jp
代表者氏名	理事長 原田 正剛
法人の沿革	昭和51(1976)社会福祉法人 松星苑設立 昭和51(1976)精神薄弱者更生施設「しょうせいえん」認可 昭和52(1977)しょうせいえん開設(居住部 50名) 作業部門設置(園芸班 農耕班 木工班設置) 昭和54(1979)作業棟落成 昭和56(1981)染織作業室並びに器具収納庫完成 昭和57(1982)陶芸作業場完成 昭和58(1983)通所部併設(15名) 昭和59(1984)民間生活ホーム設置 昭和60(1985)民間生活ホームからミニ福祉ホームに移行 昭和63(1988)精神薄弱者自活訓練事業「ふれあいの家」設置 平成 1(1989)ミニ福祉ホームから移行しグループホーム設置 平成 4(1992)しょうせいえん第二グループホーム設置 平成11(1999)知的障害者更生施設 第2しょうせいえん開設 平成15(2003)障害者(児)地域療育等支援センター しょうせい苑開設 平成17(2005)第1しょうせい苑・第2しょうせい苑 松星苑第1グループホーム・松星苑第2グループ ホーム に名称変更 松星苑第3グループホーム 設置



	<p>平成18（2006）障害者グループ・ケアホーム松星苑に名称変更 相談支援センターしょうせい苑設置</p> <p>平成20（2008）松星苑第4ホーム設置</p> <p>平成23（2012）指定障害者支援施設第1しょうせい苑・指定障害者支援施設第2しょうせい苑に移行</p> <p>平成26（2014）障害者グループホーム松星苑に名称変更</p> <p>平成27（2015）就労継続支援B型事業所「ゆたか苑」開設</p> <p>平成30（2018）グループホーム松星苑第2ホーム改築</p>
法人の特色	<p>「愛」を基本理念とし、それぞれの施設の特色を生かし、またグループホームを設置して知的障害者の個々の人格の尊重と、援助指導を通じ可能な限りの生活自立と社会自立・就労、社会参加を図り、更に、地域福祉の発展に尽くします</p>
法人が所有する施設・拠点	<p>指定障害者支援施設 第1しょうせい苑</p> <p>指定障害者支援施設 第2しょうせい苑</p> <p>障害者グループホーム松星苑</p> <p>相談支援センター しょうせい苑</p> <p>就労継続支援B型事業所 ゆたか苑</p>

2 事業所の概要

事業所の名称	障害者グループホーム松星苑
事業所の所在地	下松市生野屋南1丁目7番11号 TEL0833-43-9810
事業所の目的	障害者グループホーム松星苑は、利用者一人ひとりが主体性を持った生活が営めるように、個別ケアプランに基づいた援助と介護を通して生活力を高め、可能な限り社会的自立ができるよう支援することを目的とする。
管理者名	弘津 亨（指定障害者支援施設 第1しょうせい苑施設長兼務）
サービス管理責任者	弘津 亨（指定障害者支援施設 第1しょうせい苑施設長兼務）
連絡先	下松市生野屋南1丁目7番11号 TEL 0833-43-9810 FAX 0833-43-7300
事業所開設年月日	平成18（2006）年10月1日
入居定員	共同生活援助事業（グループホーム）20名



事業所の職員体制

職種	人数	業務内容
管理者（兼務）	1名	管理業務
サービス管理責任者（兼務）	1名	個別支援計画の作成およびモニタリング、日中活動サービスなどに関する情報提供や他事業所との連絡調整。
世話人兼生活支援員	7名	共同生活を営むべき住居において行われる、入浴排泄及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事、その他の必要な生活上の支援。

職員の勤務体制（平日）

職種	始業時間	終業時間	休憩時間
管理者	8：15	17：00	12：15～13：00
世話人兼生活支援員 （常勤）	8：15	17：00	12：15～13：00
世話人兼生活支援員 （日勤）	12：45	20：30	15：15～16：00
世話人兼生活支援員 （宿直）	16：00	翌10：30	宿直 22:00～5:00

※日曜日は、宿直勤務者のみ。

5 事業所の設備等の概要

居室

居室の種類：個室

居室の面積：7.45～13.24 m² 収納スペースあり。冷暖房完備

その他の設備

キッチン、食堂、共用トイレ、浴室（シャワー付き）、洗濯、洗濯乾燥設備など



6 サービスの内容

1	食 事	食事時間	朝食	6 : 3 0 ~ 7 : 3 0
			夕食	1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0
※昼食は、原則として各自でお取りいただきます。				
2	日中活動支援	日中活動事業所を利用、また、職場に通勤する場合等に、サービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行い、利用者の活動を支援します。		
3	健康管理の援助	日常的健康管理	世話人が日々健康についてのチェックを行い健康的な生活が送れるよう支援します。衛生管理に注意して食中毒や感染症の防止に努めます。また、第1しょうせい苑の看護師が週1回訪問し、健康管理をいたします。	
		医療機関の受診	体調の急変が生じた場合は、嘱託医や協力医療機関への連携や受診の援助を行います。必要な場合は付き添いも行います。	
4	金銭管理の援助	小遣い帳への記帳など、利用者が自ら金銭管理を行うことができるよう支援します。		
5	福祉サービス支給申請の援助	福祉サービス支給の支給期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助をします。		
6	行政手続の代行	手続きの代行を希望される場合は、職員にお申し出ください。なお、手続きに係わる経費は別途お支払いただきます。		
7	余暇活動等支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援：希望があれば世話人又はバックアップ施設の職員により付き添い、送迎を行います。実費をいただきます。 ・趣味活動：生活に張りがあるよう個人に合った余暇活動への支援をします。 		
8	地域との交流	地域住民との交流：自治会に加入し、総会へも参加します。		



7 利用料金

家賃	月額16,000～23,000円居室の広さ及び建築年数により異なります。 ※平成23年10月より特定障害者特別給付費にて10000円補助
光熱水費	利用日数に応じた実費を頂きます。
食費	日額550円（朝食・夕食）
雑費	し尿処理、新聞購読、ケーブルテレビ、家賃振込み手数料、灯油代、ガソリン代、ペーパータオル、電話料金を利用契約に基づき、実費費用総額の3分の1を現員数均等割りにした額と3分の2を利用日数にて按分した額の合計で算定しています。（計算途中の少数以下を都度切り上げ）
行政手続代行費	実費をいただきます。このほか、交通費や郵券代、コピー代は実費をいただきます。
記録等複写サービス	実費をいただきます。

※この外、利用者の嗜好品等は、その実費について利用者の負担になります。

※なお、サービス提供に要する額として、事業者が利用者に代わり市町村から受領した支援費の額については、利用者に通知します。

8 支払方法

上記利用料金の支払いは、1ヶ月ごとに計算し、翌月5日までに先月分を請求しますので、20日までにお支払ください。支払いは原則として郵便貯金の口座振り込みか現金でお願いします。

9 入居について

- 1 当ホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当ホームのサービス提供に係わる重要事項についてご説明します。
2. 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は支援費支給決定と同じです。ただし引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
3. 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。



10 当ホーム利用に際し留意いただきたい事項

面 会	面会は自由です。ただし、9：00～20：00頃までを目安とします。
外出・外泊	外出・外泊は、事前に外出・外泊申請書を提出して、申請をお願いします。
飲 酒	マナーを守り、他の利用者に迷惑をかけない程度をお願いします。
喫 煙	全室禁煙です。
居室等の利用	ホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償して頂くことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をして頂くことがあります。
宗教活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動はご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。
年金の管理	利用者又は保護者(身元引き受け人)の希望により預かり金サービスをご利用できます。施設の指定する金融機関の預金通帳・お届け印・年金証書・委任状をお預かりします。保管責任者はバックアップ施設の施設長、出納責任者は事務副主任とします。通帳・印鑑・預かり金は別々に管理者を指定します。 年金の出納については個人別出納帳を作成し、入出金については年一回残高報告書を作成し利用者または保護者(身元引き受け人)に報告します。利用者または保護者(身元引き受け人)はいつでも通帳と出納帳を閲覧できます。 ※年金管理代行の場合、実費を頂きます。

11 医療機関について

11-1 当施設の嘱託医師

氏 名	診察科	診察日
吉田 延	精神科	随時

11-2 当施設の協力医療機関

医療機関	院長名	診療科目	所在地	電話番号
周南記念病院	竹重 元寛	総合	下松市生野屋南	0833-45-3330
大田病院	吉田 延	精神科 神経科	光市島田5丁目3-1	0833-77-0621
黒川病院	黒川 健甫	脳外科 神経内科	周南市五月町8-19	0834-32-2015



12 バックアップ施設

当ホームは下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	指定障害者支援施設第1しょうせい苑
所在地	下松市生野屋南1-7-11
電話番号	0833-43-9810
連携体制	グループホームの世話人が勤務出来ない時にはバックアップ施設の代替職員を派遣し、食事の提供等を行います。また色々な相談もお受けします。

13 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める「障害者グループホーム松星苑防災組織」により対応します。
防火管理者	相本 浩一(担当者が不在の場合は第1しょうせい苑事務所までお申し付け下さい)
防災設備	ガス漏れ報知器 家庭用火災報知機 消火器 スプリンクラー (第2ホームのみ)

14 この契約に関する苦情・相談窓口

当ホームご利用相談窓口

当施設 ご利用 相談窓口	苦情解決責任者	弘津 亨	障害者グループホーム松星苑管理者	
	苦情受付担当者	岡本 英樹	指定障害者支援施設 第1しょうせい苑支援課長 (担当者が不在の場合は第1しょうせい苑事務所までお申し付け下さい)	
	ご利用時間	8:30~17:00(日曜・祝祭日、年末年始をのぞく)		
	電話番号	0833-43-9810		
	第三者委員	神田 忠二郎	TEL 0833-43-3533	
		松村 敏秀	TEL 0834-36-2525(昼間) 0833-71-2233(夜間)	
		萩原 浩子	TEL 0833-43-7298	
その他	ご意見箱を設置しておりますのでご利用下さい。			
山口県 運営適正 化委員会	所在地	山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2階		
	電話番号	083-924-2837		



15 虐待防止・相談窓口

虐待防止責任者	弘津 亨	障害者グループホーム松星苑管理者
虐待防止相談窓口責任者	岡本 英樹	指定障害者支援施設 第1しょうせい苑支援課長